

# 令和4年第1回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程 第1号

日時 令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程 1  |         | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程 2  |         | 会期の決定について                                    |
| 日程 3  |         | 諸般の報告  |
| 日程 4  |         | 行政報告   |
| 日程 5  |         | 町政執行方針                                       |
| 日程 6  |         | 教育行政執行方針                                     |
| 日程 7  | 請願第 1号  | コロナ禍での消費拡大対策の強化並びに燃油高騰対策に関する請願               |
| 日程 8  | 議案第 2号  | 行政手続きの押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について           |
| 日程 9  | 議案第 3号  | 鹿追町開町記念日に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程 10 | 議案第 4号  | 鹿追町表彰条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程 11 | 議案第 5号  | 鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程 12 | 議案第 6号  | 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程 13 | 議案第 7号  | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 8号  | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程 15 | 議案第 9号  | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程 16 | 議案第 10号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を                      |

改正する条例の制定について

- |    |    |     |     |   |
|----|----|-----|-----|---|
| 日程 | 17 | 議案第 | 11号 | 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 18 | 議案第 | 12号 | 鹿追町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程 | 19 | 議案第 | 13号 | 令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）について                |
| 日程 | 20 | 議案第 | 14号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について           |
| 日程 | 21 | 議案第 | 15号 | 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について         |
| 日程 | 22 | 議案第 | 16号 | 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について             |
| 日程 | 23 | 議案第 | 17号 | 令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について              |
| 日程 | 24 | 議案第 | 18号 | 令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）について             |
| 日程 | 25 | 議案第 | 19号 | 令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について          |
| 日程 | 26 | 議案第 | 20号 | 令和4年度鹿追町一般会計予算について                        |
| 日程 | 27 | 議案第 | 21号 | 令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について                  |
| 日程 | 28 | 議案第 | 22号 | 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について                |
| 日程 | 29 | 議案第 | 23号 | 令和4年度鹿追町簡易水道特別会計予算について                    |
| 日程 | 30 | 議案第 | 24号 | 令和4年度鹿追町下水道特別会計予算について                     |
| 日程 | 31 | 議案第 | 25号 | 令和4年度鹿追町介護保険特別会計予算について                    |
| 日程 | 32 | 議案第 | 26号 | 令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について                 |
| 日程 | 33 | 議案第 | 27号 | 公の施設の指定管理者の指定について                         |

- 日程 34 同意第 1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程 35 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程 36 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	大 井 和 行
代表監査委員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	渡 辺 雅 人
総務課財政担当課長	葛 西 浩 二
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	平 山 宏 照
保 健 福 祉 課 長	佐々木 康 人
子 育 て 支 援 課 長	米 澤 裕 恵

農業振興課長	檜山敏行
農業振興課環境保全センター担当課長	城石賢一
商工観光課長	松井裕二
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	菊池光浩
総務課課長補佐兼財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	渡邊恒義

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから、令和4年第1回鹿迫町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員を最小限の出席者により会議を行います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名します。

---

日程 2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月23日までの16日間と決定いたしました。

---

日程 3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和3年11月分、12月分、令和4年1月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

## ○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

## ○町長（喜井知己）

令和4年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

令和3年12月12日には、第17回2021ウィンターコンサートが町民ホールで開かれました。

鹿追小学校スクールバンドをはじめ、鹿追中学校吹奏楽部、瓜幕中学校総合文化部、鹿追高等学校吹奏楽部と、北海道教育大学釧路校交響吹奏楽部員の計70人が10曲を演奏いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響で練習をはじめとする活動制限がある中で、それぞれの学校が創意工夫を凝らして練習を継続し、今回については感染拡大防止の観点もあり、通常は2日間の日程で北海道教育大学釧路校の皆さんは来られるところでしたけれども、早朝から来て日帰りで合同演奏に臨んだところであります。

会場には久しぶりのコンサートということもあり、300人近くのお客さんが入ってすばらしいコンサートになりました。

次に、12月14日ですけれども、防衛陳情ということで北海道防衛局帯広防衛支局、それから陸上自衛隊第5旅団司令部に私と吉田議長、埴渕基地対策特別委員長、清水副委員長、それから自衛隊協力会の吉田会長といったメンバーで要望させていただきました。

防衛支局では尾崎嘉昭支局長、第5旅団では、この後転勤されましたけれども、廣恵次郎旅団長等にお会いさせていただきました。

内容については御承知のとおり、防衛省の令和4年度の概算要求等々で示された鹿追駐屯地の定員等の削減を受けて、鹿追駐屯地あるいは然別演習場を円滑に管理運営するのにふさわしい人員配置、それから部隊や隊員の存在が地元コミュニティの維持・活性化に大きく影響していることから、今後においても更なる削減は行わないこと、それから定数隊員の確実な配置をお願いしてきたところであります。

尾崎支局長、それから廣恵旅団長、お二人とも地元からのそういう声は大変ありがたいということでそれぞれ上部の機関あるいは中央に話をつないでいきたいとお話いただいた

ところであります。

12月15日には、商工会からの要望がございました。

内容については例年行われている内容でありますけれども、令和4年度の鹿追町商工会予算編成に伴う町補助金の要望でありました。

いろいろ内容はありますけれども、商工業関係者も当然新型コロナウイルス感染症の影響を受けて非常に厳しい経済状況に置かれているということでございます。そういった面も含めての予算要望でありますので、こういった内容を加味して新年度の予算を提案させていただき予定でございます。

12月17日には、鹿追駐屯地、結城司令が離任の御挨拶にお見えになりました。

結城司令は令和2年3月に鹿追に着任ということで、ちょうど新型コロナウイルス感染拡大が始まった時期で町、協力諸団体あるいは議会の皆様との交流の機会がほとんどなかったのが非常に残念だったということでもあります。

転任先については、北部方面総監部の訓練の担当ということでもあります。引き続き鹿追駐屯地のために、新しい立場で御支援をお願いしたところであります。

次に、12月23日には、保護司の森内清隆さん、保護司として15年以上お務めいただいているということで、この度、法務大臣表彰が贈られましたので伝達させていただきました。

森内さんは、平成17年から現在まで新得地区保護司会鹿追分区の保護司として活動されており、令和3年4月からは鹿追分区長としてお務めいただいているところでございます。

次に、12月24日には、新しい鹿追駐屯地司令、古屋正樹司令が着任の御挨拶にお見えいただいたところであります。

前任地は第11旅団司令部、真駒内ということでございます。

鹿追駐屯地には本人の御希望もあったということでございます。

若い頃には第2戦車連隊、上富良野でお勤めにもなっているということで、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、ぜひ従来のような交流が進められればなと思っております。

次に、12月28日には、新しい第5旅団長、鳥海誠司旅団長が着任の挨拶にお見えになりました。

埼玉県御出身で、北海道での勤務は今回が2回目ということでございます。

「地域との信頼関係が最も重要。訓練や任務にも地域の支援がなければ取り組むことが

できない」と述べられていまして、しっかり地域、地元貢献したいというふうにお話いただきました。

前任地は統合幕僚監部の総務部長ということでございます。

様々な課題がありますので旅団長においてもしっかりとお願いしていきたいと思っております。

次に、12月28日には、株式会社土木技術コンサルタント、土井清夫会長がお見えになりまして、観光振興、しかりべつ湖コタンの協賛金ということで100万円の御寄附をいただいたところでもあります。

大変ありがたく、しかりべつ湖コタンの協賛金等の記事を見て大変御心配いただいて、わざわざお越しいただいたところでもあります。

この日、帯広鹿追会の松原和夫会長、それから郡谷輝雄幹事長がお見えになりまして、同様に帯広鹿追会よりしかりべつ湖コタンの協賛金と合わせてふるさと納税寄附金ということで、牛乳消費の関係も大変御心配いただいてそれぞれ御寄附をいただきました。

お返しということで、御寄附いただいた相当額の牛乳をお礼として、お渡ししたところでもあります。

実は新型コロナウイルス感染症のまん延拡大がなければ、ぜひ期間中に帯広鹿追会の皆様にしかりべつ湖コタンの観光ツアーということで計画を検討していたところでもありますけれども、状況が厳しいということでもあります。

3月13日までの期間ですので、今年は無理でも次回以降もあるかと思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

年が明けまして、1月6日には、令和4年の鹿追消防団出初式が行われました。

昨年に行われておりませんので、消防団員45人、来賓30人、消防後援会ほか、皆さんの御参加で開催させていただきました。

消防団員及び消防団車両による分列行進、人員報告、巡閲等々が行われました。

表彰式では勤続表彰、功績章、勤続章が12人の団員に授与されたところでもあります。

来賓として十勝総合振興局、永田英美副局長、それから鹿追駐屯地の古屋正樹司令、新得警察署の野中稔蔵所長、吉田議長等々から御祝辞をいただきまして、消防団の佐々木和男団長から「職責を自覚して消防活動に努めたい」と感謝の言葉があったところでもあります。

1月9日には、令和4年の鹿追町成人記念式典が開催されました。



来賓等も絞って約 30 人の御出席ということであります。

今年の新成人対象者は 53 人ですけれども、その内 46 人が御出席いただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止ということもあって、もちろんマスク着用、それから例年行なっている行事等も中止して、牛乳消費拡大の一環として 3 か所で牛乳の無料配布を実施したところであります。

民法の改正で、この 4 月からの成人年齢が 18 歳になるということで、今年まで行なってきました成人式の形等については、来年からは若干変わっていくのではないかと思います。

これについては、教育委員会等の方針も含めてお話しさせていただく機会があるかと思えます。

1 月 11 日には、先ほどもありましたが商工会の要望ということで、もう一点、あおぞら共済制度奨励助成のことについて、町が助成している期間が切れるということで、引き続き 5 年の延長で要望いただいているところであります。

この内容についても、新年度の予算に組み込んでいる事項でございます。

次に、1 月 17 日には、第 2 回目の鹿追町ゼロカーボンシティ推進協議会を開催いたしました。推進協議会 14 人の皆さん全員が参加していただきました。

協議会では 2050 年に向けてカーボンニュートラルを目指すための指標となるゼロカーボンシティ推進戦略の内容、あるいは脱炭素地域の形成に取り組む脱炭素先行地域の公募などについて説明を申し上げ、その後意見交換を行なったところであります。

意見交換の中では、事業者団体との連携、あるいは町民が分かりやすい取組になるようになどの意見をいただいたところであります。

この協議会で推進戦略、そして先行地域への公募について御了承いただいて、今現在進めているところであります。

1 月 18 日には、令和 3 年度北海道家畜バイオガスプラント事業推進協議会総会及び研修会を開催させていただきました。

この協議会は本町が会長を務めております。今回は札幌市の会場とウェブも併用で、道内の市町村、興部町あるいは別海町、上士幌町、足寄町、標津町、鶴居村、大樹町、清水町等々の会員市町村、あるいは北海道農政事務所、北海道開発局、北海道経済産業局から総体で 40 人の参加をいただいたところであります。

道内でバイオガスプラントを有する自治体を中心に活動している協議会でありますけれども、令和 3 年度の総会に合わせて、令和 3 年度の事業計画等についても審議をいただき、

総会終了後、バイオガス事業の現況やバイオガス活用についての研修会を実施したところ  
であります。

研修会としては、まず一つ目は「興部町のバイオガス事業について」ということで興部  
町のバイオエネルギー係長の安東貴史様、それから「家畜ふん尿を主たる原料とするバイ  
オガス事業の展望」ということで、日本有機資源協会の柚山義人専務理事から、それから  
「北海道内でのバイオガス活用事業について」ということで、エア・ウォーター北海道株  
式会社の保井聖一様からそれぞれお話をいただいたところであります。

次に、1月21日には、電力系統接続に関する市町村長向け地域説明会がウェブで開催さ  
れました。

これは地域ごとにウェブで開催されたということでございます。

北海道での再生可能エネルギー導入拡大の大きな課題となっている系統接続につきまし  
て、地域における電力系統接続に関する現状や今後の見通しについて、北海道あるいは電  
気事業者から説明があったところあります。

電気事業者からの説明としましては、基幹系統のノンファーム型接続については、令和  
3年の1月13日から受け付けを開始していること。

ローカル系統のノンファーム型接続については、令和4年度末に受付開始予定で供用開  
始が令和6年度の予定であること。

ローカル系統のノンファーム接続開始までは独自のシステムにより、系統接続を実施し  
たいということ。

新たなローカル系統のノンファーム型接続システムにより増強工事が不要となるという  
ことで、そういう形の提言がされたところあります。

今後詳細について情報提供を行うとともに、要望意見等も持たされたところございま  
す。

1月28日は、12月に行なった防衛陳情と同様の行動ということで、北部方面総監部と  
北海道防衛局にお邪魔いたしました。

札幌には人員を絞らせていただいて私と吉田議長の2人で、お邪魔してまいりました。

北部方面総監部では、沖邑佳彦総監それから廣瀬敏彦幕僚副長、北海道防衛局におきま  
しては、石倉三良局長、茂籠勇人次長に先ほどと同様の内容でお願いしてきたところであ  
ります。

次に、1月31日には、第3回鹿追町行財政改革推進審議会を開催いたしました。

安部克裕会長ほか委員の皆さんの御出席いただき、行財政改革大綱の原案について審議いただき、意見を伺ったところであります。各委員からは、ICTを活用した電子申請等の推進という内容について苦手意識を持っている高齢者の対応、あるいは社会全体として様々な環境が変化していく中で見直しなどどうしていくか。また、水道料金等々についての話題もありましたけれども、町としてかかる経費については発信して、行財政改革、収入の確保にも努めてほしい等の意見があったところであります。

行財政改革大綱については先般、全員協議会等でも御説明させていただいたところであります。これ以降しっかりと行財政改革に努めていきたいと考えております。

次に、2月3日には、バイオマス産業都市推進協議会、第7回のバイオガス部会がこれもウェブで開催されました。

このバイオマス産業都市推進協議会、全国組織でありますけれども、会長は興部町の裕一寿会長が務めております。この部会には50人の参加がありました。

バイオガス産業都市推進協議会には、木質バイオマス部会とバイオガス部会、二つの部会がありますけれども、バイオガス部会については私が座長を務めさせていただいております。

この会合では、3月中に国に対して申し入れする提言、バイオガス事業としての提言要望等の内容について協議したところであります。

バイオガス発電につきましては廃棄物処理、農林水産業の維持活性化、環境保全、資源循環、雇用創出等の地域経済活性化の役割が極めて高いということであります。

現在、国が進めているノンファーム型接続等における制度運用、あるいはバイオガス発電施設の更新に係る支援、バイオ液肥の活用方策などについて、提言内容に盛り込むことを確認したところであります。

同じくこの日、先ほどの部会は午前中開催をしまして、午後からはバイオマス産業都市の協議会、バイオマス関係7府省からの情報提供ということで70人の参加で行われました。

関係7府省からは国の政策や予算等についての情報提供ということでございます。

関係省庁については内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省、国土交通省、経済産業省、それぞれの府省から御説明いただいたところであります。

次、2月4日には、バイオマス産業都市推進協議会については第9回目の理事会、これもウェブで開催されたところでございます。

理事会については令和3年度事業の中間報告、それから令和4年度の事業計画予算内容

の協議、あるいは先ほどお話ししました国に対しての提言書、バイオガス部会、木質バイオマス部会で協議した提言書の内容についての協議を行なったところでもあります。

この提言については3月末に、協議会会長、副会長、バイオガス部会それから木質バイオマス部会の座長、私も含めて関係省庁にお邪魔する予定となっております。

この会に引き続きまして、バイオマス産業都市の推進シンポジウム、これもウェブで開かれました。

バイオマス産業都市の推進協議会の会員、約100人が参加して行われました。

シンポジウムですけれども、東京農工大学大学院の伏見千尋先生の基調講演の後、環境省大臣官房の三田裕信課長補佐からの一般講演、山形県飯豊町、あるいは岡山県西粟倉村より事例の報告をいただいたところでもあります。

第2部では、講演者が登壇してモデレーターには本会議協議会の会長である裕一寿会長が務めまして、バイオマス事業の課題と今後の展望ということで、ウェブ形式でありますけれども、パネルディスカッションが行われたところでもあります。ウェブ開催ということで全国から多数の参加があったところでもあります。

2月7日には、鹿追高校生による高校生議会が、これも初めてウェブ開催で行われたところでもあります。生徒26人が7つのグループに分かれて、幅広い内容でいろいろ御提案いただいたところでもあります。

今回、高校生からの質問等々についてもしっかりと受け止めまして、今後のまちづくりに生かせるものはしっかり生かしていきたいと思っております。

2月10日には、地域貢献事業所への感謝状贈呈式ということで、今回は帯広市の株式会社ヒグマ様に感謝状を贈らせていただきました。

この内容については令和3年度におきまして町民ホールほか町内4地区において「高齢者のためのスマホよろず相談」ということで、延べ90人ぐらいの御参加がありました。大変好評でありました。

新年度においても機会を見て実施をしていただくということで、農村地区の光回線の供用開始が目前ということもございます。高齢者のスマートフォンへの慣れも必要な時期になってくると思いますので新年度での開催にも大変期待しているところでございます。

次に、2月24日には、鹿追町行財政改革推進審議会から答申をいただきました。

先ほど行財政改革推進審議会の内容もお話しさせていただいたところでもありますけれども、この答申を受けて行財政改革をしっかり進めていきたいと思っております。

2月24日、午後からは、令和4年度の予算報道発表をさせていただきました。

予算等々の内容については、全員協議会等でお話ししているとおりでございます。

今議会で御審議いただきたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

2月25日には、社会福祉関係功労者と十勝総合振興局長表彰伝達式が行われました。

今回、この表彰を受賞されたのは、特別養護老人ホームしゃくなげ荘施設長の山本進氏であります。

山本氏は施設長として20年以上御勤務をされております。令和2年度からは本町の権利擁護体制整備事業のコーディネーターとして、権利擁護の啓発活動にも御貢献いただいております。また、山本氏は全国北海道十勝の老人福祉施設協議会の役職も務められました。社会福祉の向上に積極的に取り組まれており、その功績が評価されたものと思っております。

3月1日には、鹿追高校の第69回卒業証書授与式が行われました。

卒業式においても、参加者を相当絞っておりまして、卒業生それから保護者については、1家庭2人まで、来賓は、私とPTA会長だけということで、総体1時間ぐらいの時間で終了いたしました。

今回の卒業生は男子38人、女子19人、合計57人です。

今回の3年生については3年間の高校生活のうち2年間は新型コロナウイルス感染症で活動も大変苦労した中ではありますけれども、何とかカナダに行けた今のところ最後の学年ということで苦労したかなと思ったのですけれども、初めてのオンライン事業等々も経験されて、それぞれ進路があると思いますけれども、若い皆さんにエールを送らせていただいたところでもあります。

次に、3月2日、午後から北海道の鈴木直道知事のお時間がいただけましたので表敬訪問させていただきました。

本町が進めて4月以降商用化が始まる水素ステーションの関係、それから本町が目指すゼロカーボンシティの関係について、環境生活部の今井太志ゼロカーボン推進監の同席をいただいて、お話しさせていただいたところでもあります。

北海道も「ゼロカーボン北海道」ということで政策を展開していくことで、それぞれ協力をしながら進めていきたいとお話もさせていただいたところでもあります。

次の、3月3日には、令和3年度の北国の省エネ・新エネ大賞の授賞式が札幌市の経済産業局で行われました。

今回は本町が現在運用している自営線ネットワークの取組について高い評価いただきまして、町とそれから一緒に進めてきた設計会社、それから施工業者、それぞれが表彰されたということでもあります。

官民一体となって作り上げた自立型地域エネルギーシステムの優良事例ということで、最高賞である大賞をいただいたものであります。

北海道経済産業局の池山成俊局長から表彰状をいただきました。

今後もエネルギーの有効活用など地産地消を進めて、ほかの地域の参考になればということで、波及も含めて脱炭素社会に貢献していきたいとお話しさせていただいたところでもあります。

最後になります。

3月7日、介護老人保健施設もみじの里に入所されている本迫ヨシ子さんが昨日めでたく100歳のお誕生日を迎えられました。

町からのお祝いとして特別敬寿祝い金、それから記念品をもみじの里でお渡しさせていただいたところでもあります。

本迫さんは元町職員で、もう大分前、昭和60年代ぐらいまでいらっしゃった方なので御存じの方が少ないかと思えます。車椅子ではありますが大変お元気そうで、更に長生きをしていただければということでもあります。

以上、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

12月15日にサイクルツーリズム推進協議会第1回会議が開催されておりますが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

このときは推進協議会の第1回目の会議で、委員の皆様にも最初にお集まりいただいて、今後こういった形で鹿追の独自ルート等の協議を進めていくかというお話をさせていただ

きました。

詳細の資料は今、持っておりませんので詳しい内容については課長、そういったことで。

○議長（吉田稔）

後で報告しますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

---

日程 5 町政執行方針

○議長（吉田稔）

日程5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和4年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

私が令和時代の幕開けと同時に町政の舵取りを担わせていただき、本年は4年間の任期の締めくくりの年となります。

この3年間、町の未来を託された責任を果たすため、これまでのまちづくりの歴史を踏まえつつ「安心して暮らせるまちづくり」そして「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ～支え合うまち♡しかおい～」実現のため、直面する課題に全力で取り組んできたところであります。

町長就任時に公約として掲げた、まちづくり全般にわたる8項目の基本政策につきましても、職員と共に知恵を絞り、議員各位、そして町民皆様の御理解と御協力のもと、その全てが進展し実現できるものと考えております。

任期総仕上げのこの1年、残された課題と新たな課題に対しまして、町民皆様の暮らしに寄り添いながら町議会と常にコミュニケーションを絶やさず、次の100年に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症と私たちの闘いも早2年以上の長期にわたっております。この未知のウイルスは、巧みに変異を繰り返しながら全世界で猛威を振るい、多くの

尊い命を奪い、社会経済と人々の暮らしに甚大な被害を及ぼし続けております。

この間、町民皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、国や北海道と連携しながら、感染症の対応及び各種支援対策などに最善を尽くしてきたところであります。

このような中であっても昨年は、延期をしておりました開町 100 年を記念する各種行事については、状況を見極めながら可能な限り実施し、無事に終えることができました。

また、町の情報発信機能の充実、鹿追町強靱化計画の策定など災害への備え、子育て支援の拡充、教育の I C T 化、ジオパークの再認定、行財政改革大綱の策定など、この先、本町が持続的に発展していくための各種事業につきましても、着実に進めることができたと考えております。

議員各位をはじめ、御協力いただきました皆様に改めてお礼を申し上げる次第でございます。

現在このコロナ禍において、都市から地方への関心の高まり、デジタル化の進展、脱炭素社会に向けた取組など社会変革の動きにより、地方創生への可能性がますます広がってきております。これらの潮流を的確に捉え、将来を見据えた政策に果敢に挑戦していきたいと考えております。

引き続き感染拡大防止に取組ながら「ウィズコロナ」そして「ポストコロナ」を念頭に、地域の魅力と本町の優位性を一層磨き上げ、ゼロカーボンシティへの取組を具体化する等、新たなステージへ向け躍進する年となるよう、町政執行に当たりたいと考えております。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和 4 年度当初予算の規模は、一般会計が 68 億 5,600 万円で前年比 3.3%、2 億 2,000 万円の増、6 特別会計を加えた全会計の総額が 94 億 2,600 万円で同 1.2%、1 億 1,300 万円の増となっております。

主な増減要因といたしましては、令和 3 年度で開町 100 年記念事業、高規格救急車整備事業等が完了しましたが、しかおい水素ファーム運営委託事業で 5,000 万円、水素燃料電池自動車購入事業で 3,000 万円、町営牧場トラクター等更新事業で 2,800 万円、鹿追小学校、鹿追中学校のエアコン設置を含めた大規模改修で 1 億 6,800 万円の事業に取り組むため、全体として増加となりました。

歳入では、町税で前年度比 2.1%増の 8 億 5,700 万円、地方譲与税で 14.4%増の 1 億



4,700万円、地方消費税交付金で19.6%増の1億1,000万円、地方交付税で7.1%増の28億5,000万円、国庫支出金で4.6%増の5億1,600万円、道支出金で畑作構造転換事業等により15.8%増の2億8,700万円とする一方、繰入金は9.3%減の5億3,800万円、町債は1.7%減の2億8,400万円を計上しました。

歳出では、工事請負費で4,600万円の増に加え、水素ファーム関連により委託料でも5,800万円の増、備品購入費で5,500万円の増、負担金補助及び交付金においても4,400万円の増となりました。

本町の令和2年度における財政状況は、経常収支比率につきましては、管内全市町村平均を7.2ポイント下回る、前年度比3.1ポイント減の80.3%と改善されましたが、依然として高い水準となっております。

また、財政健全化法に基づく実質公債費比率についても、前年度比0.2ポイント減の10.3%、将来負担比率は同8.5ポイント減のマイナス6.0%であります。

今後も継続して行財政改革を進め、効率的で効果的な行政サービスを提供するため、ICTを活用した町民サービスの向上と財政基盤の強化を図り、未来を見据えた安定的な行財政運営に努めてまいります。

最初にまちづくり関係について申し上げます。

鹿追型ゼロカーボンシティにつきましては、今年2月に策定した推進戦略に基づき、2050年を目標とした脱炭素ロードマップにより、町民をはじめ民間事業者の皆様と一体となり、徹底した省エネルギーに取組、新たな再生可能エネルギーの導入と有効活用により脱炭素社会へ向けた地域づくりを進めてまいります。

国際交流関係につきましては、カナダ、ストニブレイン町との対面での交流再開に向けた準備を進めるとともに、オンライン等による交流促進を図ってまいります。

地域間交流事業につきましては、東京都「台東区」と特定分野（環境・産業）における連携協定に加え、新たに締結した災害時相互応援協定に基づき、更なる連携を強化してまいります。

また、昨年から国の実証事業として取り組んでいる「ワーケーション事業」につきましては、コロナ禍により減少した観光客の回復と本町が抱える課題の解決や地域活性化が期待できることから、関係各課、町内事業者と連携を図り進めてまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が令和4年度末までに改定される見通しであることから、部隊の新編や改編な

どの動向に留意しつつ、引き続き町議会、関係諸団体、町民皆様及び警備地区の御理解と御協力をいただきながら、維持拡充運動を進めてまいります。

情報発信関係につきましては、防災行政無線や広報誌、SNSによる情報提供のほか、令和3年度からスタートした、お知らせアプリ「ミジカ」によりリアルタイムに情報を配信してまいります。

また、町内全域に高度無線環境が整備されたことから、高齢者等を対象にした講習会や勉強会を通して、スマートフォンなどのデジタル機器の活用など、ICTの利用促進や情報格差の解消に努めてまいります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の高い納税意識に支えられ、高い収納率を維持しております。今後もきめ細やかな納税相談を実施し、納税に対して一層の理解を求めるとともに、税の基本理念である公正・公平を図り、適切な課税・納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全関係につきましては、町民皆様が悲惨な事件・事故に遭うことなく、平和な生活を送ることができるよう、地域住民の御協力や各種団体との連携により、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

生活環境関係につきましては、広域化共同処理に移行したごみ処理を滞りなく進めていくため、ごみ分別方法等の周知を丁寧に行い御理解と御協力を求めるとともに、ごみの減量化の推進に努めてまいります。

戸籍窓口関係につきましては、親切で丁寧な対応を心がけ、法令遵守の下、迅速で適正な事務処理を行うとともに、町民皆様にとって利便性の高い総合案内窓口として行政サービスの向上に努め、併せてキャッシュレス機能の導入を図ってまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。

瓜幕地区の中心的施設であるウリマックホール及びうりまく夢創造館での、地域の自主的な活動や文化活動を推進するとともに、ライディングパーク、道の駅うりまく、パークゴルフ場を活用して情報発信とイベントを開催し、地域の振興と観光振興を推進してまいります。

さらに自然体験留学センター、うりっ子ルームが行う事業と連携を図り、ジオパーク推進課と一体となって地域の活性化を図ってまいります。

農業関係について申し上げます。

令和3年度の本町農業は、作付け作業時は強風・低温、その後6月には干ばつ、7月は

干ばつ・高温と今まで経験したことのない厳しい状況でありましたが、全体で平年を上回る収量となりました。

また、生乳生産も12万トンを超え、農業生産額は史上最高の248億7,800万円となりました。このような結果を出されたのは農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力によるものと改めて敬意を表するものであります。

農政、畜産関係につきましては、持続可能な農業の確立に向けて、国・道及び関係機関と連携を取りながら対応してまいります。

また、町営牧場の作業機械の更新を図り、併せてJA鹿追町と連携し労働力の確保などの農業支援を継続しながら経営の安定化、競争力強化を推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業など引き続き実施し、笹川地区国営かんがい排水事業につきましては、令和5年度の着手を目指してまいります。

環境保全センター事業につきましては、安定かつ適正な運営に努めるとともにバイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。

未整備地区のバイオガスプラント整備につきましては、財源の確保、系統接続等の協議を進め、建設に向けての検討を進めてまいります。

また、電力に代わる新たなエネルギー利用について、町の施設となる「しかおい水素ステーション」の管理委託を行い、水素燃料の更なる利活用を推進してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鹿追ハンティングクラブと連携して進め、対策の持続と自己防衛などの観点から、狩猟免許を取得するための支援を継続してまいります。

農業委員会関係について申し上げます。

農業者の公的代表機関として、農地等の利用の最適化のため、担い手への集積と集約化を図り、効率的な農業経営の支援に向けた農地行政を推進してまいります。

また、新規就農促進と担い手対策につきましては、今後の方向性を探りながら関係機関との協議を継続してまいります。

農業や農地に関する相談をはじめ、農業者年金の加入促進や農業青年交流事業を推進し、農業者の生活安定と福祉向上を目指してまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましては、国の方針に基づき3回目及び若年者への接種を速やかに実施し、健康被害リスクの軽減を図ってまいります。

また、コロナ禍であっても更なる特定健康診査の受診率向上に努め、検査項目の充実と

ともに健診結果や健康医療情報の分析を行い、きめ細やかな保健指導に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道との共通認識の下、効率的な事業により安定化を図ってまいります。

また、子育て世帯の生活支援の観点から、新たにひとり親世帯の親に係る通院医療費助成を行なってまいります。

子育て支援につきましては、「子育て世代包括支援センター」を中心に、きめ細やかな育児支援に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、医療機関、社会福祉協議会等と協力して在宅医療介護連携を図るとともに地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指し、若い世代から認知症を正しく理解する機会を設けるとともに、更なる知識の普及や見守り体制を広く町民に周知啓発してまいります。

また、高齢者の権利擁護に関わる成年後見制度の周知と相談支援の強化を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、相談支援や福祉サービスの充実に努めるとともに、地域自立支援協議会の更なる活性化を図ってまいります。

生活困窮者支援では、社会福祉協議会や民生委員などと連携を図りながら、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

令和3年4月から、福祉重層的支援として町の行政組織を横断する体制で町民の福祉ニーズに対応する仕組みを整えており、今後は、支援事業の分析と評価を通して、必要な見直しを行い、より効果的な事業として推進してまいります。

子ども・子育て関係について申し上げます。

学童保育所が開所から1年経過いたしました。こども園に兄弟姉妹がいる保護者の送迎等の負担軽減や、小学校児童の健全育成の向上など切れ目のない一体化した子育て支援の場となっております。今後も多様で細やかな保育・教育に努めてまいります。

また、令和4年3月末をもって、笹川保育所が閉所となります。各地域保育所においても入所者数が減少傾向にありますが、今後も保護者や地域の御意見を大切にしながら、子供たちにとって最適な保育・教育環境を最優先にするという考え方に立ち、活動の充実に努めてまいります。

発達支援につきましては、関係機関との連携を強化し、保護者の思いを共有しながら、

子供たち一人一人に適応した療育を行なってまいります。

また、集団の中での感染症リスクの軽減を図りながら、子供たちが伸び伸びと活動できる環境を整えるため、「登降園管理システム」を導入し、保護者や子育て世帯の皆様が安全・安心な子育てができるよう支援してまいります。

商工観光関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、経済活動が著しく停滞しており、商工業、観光業ともに、以前のような集客ができない状況が続いていることから、新年度におきましても状況に応じて様々な支援を講じてまいります。

また、サイクルツーリズムなど、新たな観光資源をフル活用し更なる誘客促進に努めてまいります。

チョウザメ事業につきましては、良質なキャビアの早期採取を目指すとともに、魚肉の安定的な供給と販路拡大を進めてまいります。

マンゴー栽培につきましては、安定した収穫が続いており、引き続き事業主体である農村青年会への支援を行なってまいります。

ふるさと納税につきましては、出店事業者の方々と一体となって、魅力的な返礼品を開発し、鹿追町産の商品を全国に届けられるよう取り組んでまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。

令和3年度に2度目の再認定審査が行われ、とちぎ鹿追ジオパークの活動が高く評価された結果、再認定となりました。

今後も、町民皆様や各関係機関と連携し、「鹿追型ゼロカーボンシティ」活動とも協調しながら、環境保全、教育と人材育成、観光振興につながるジオパーク活動の推進に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。

町道につきましては、適切な維持管理に努め、安全で安心して通行していただけるよう、補助・単独事業において整備を進めている路線の早期完成を目指してまいります。

また、橋梁につきましては、平成26年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行うとともに、令和3年度に着手した「クテクウシ橋橋梁解体工事」を継続して進めてまいります。

国道につきましては、国道274号の未改修区間工事及び昨年度着手した美蔓、笹川地区の防雪対策の推進に向けた工事について、引き続き要望してまいります。

道道につきましては、道道鹿追糠平線の未改修区間の工事着手を要望するとともに、然別川のしゅんせつ事業につきまして北海道と連携して事業推進に協力してまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に継続して白樺団地の解体と瓜幕文京団地の外部修繕を進めるとともに、新生団地の解体及び南町団地の外部修繕に着手してまいります。

今後も公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備を進めてまいります。

花とみどり関係につきましては、「環境美化宣言」に基づく花による美しいまちと豊かな景観づくりを進めるため関係団体、町民の皆様方と連携を図ってまいります。

また、「しかりべつ川公園パークゴルフ場」及び「しかおいG E O Pパークゴルフ場」を中心に、町内の各公園が魅力的で安全に利用でき、誰からも親しまれる公園として、適切な管理運営に努めてまいります。

水道関係につきましては、「安全で安心な水」の供給と適切な維持管理に努め、未普及地域解消に向け東瓜幕地区の配水管未整備地区の整備を進めてまいります。

下水道関係につきましては、鹿追町浄化センターの機器更新に向けた実施設計を行うとともに、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の整備、向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。

近年、全国各地において気候変動による豪雨災害など、激しさを増す風水害が多発しており、今後発生が危惧されている大地震など、予断を許さない状況が続いております。このような状況を踏まえ、消防施設整備、充実・強化といたしまして、「指令システム・デジタル無線機器の部分更新」及び「消防団員の装備の充実」を図ってまいります。

また、本年は、消防団創設 100 周年の節目を迎えることから、「鹿追消防団創設 100 周年記念事業」を開催するとともに、地域ぐるみでの防災力の充実強化・火災予防の普及に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

少子化、核家族化をはじめ、デジタル化の加速度的な進展など、子供や学校現場を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中で、子供たち誰一人取り残すことなく、全ての可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」となるよう個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現するための取組を進めることが求められております。

誰もが質の高い教育を受けられるよう、幼児期から鹿追高等学校まで15年間の切れ目のない教育の負担軽減を図るために必要な支援措置を講じるとともに、医療的ケア児を含む特別支援教育を受ける児童生徒や不登校等の困難を抱える児童生徒への支援等「ありのままのあなたを受け入れる教育」に取組、多様性に対応した教育を推進してまいります。

子供たちの学習と生活の場である学校施設については、教育環境の向上と安全・安心のため、鹿追小学校及び鹿追中学校の大規模改修を実施するとともに、子供たちにとって、持続可能で質の高い多様な運動・文化芸術活動の機会を確保できるよう、休日の地域部活動や合理的で効率的な部活動の実践の場を提供してまいります。

町内の小中高においては、全国で新型コロナウイルス感染症への対応が進められる中で、遠隔授業の実施にいち早く取り組むなど、学びを止めないための仕組みが構築されております。

コロナ禍にあっても質の高い学習機会を確保することは学校教育の使命であり、感染対策を講じながら、引き続き対面授業と遠隔授業を組み合わせた学習機会を維持してまいります。

また、グローバルレベルでのデジタル化が進む中、国際的な視野をもつ若者の育成を目指し、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ鹿追の子供たちを育むため、鹿追ならではのチャレンジに満ちた国際教育プログラムの開発に取り組んでまいります。

社会教育関係について申し上げます。

町民誰もが、生きがいを持ち心豊かに人生を過ごすため、生涯にわたり、「いつでも、どこでも、なんでも」学び続けられる環境を整えるとともに、文化団体等の育成と支援に努めてまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、神田日勝の兄であり画家である神田一明さんとの「二人展」を開催し、日勝の画業を顕彰してまいります。

また、窓口でのキャッシュレス化を進め、利用しやすい環境を整えてまいります。

コロナ禍で取組が進められなかった図書館の整備、調査検討を「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図りながら行なってまいります。

スポーツ振興につきましては、体育連盟など各団体と連携し、健康維持や体力増進を図るため、スポーツの拠点施設である「総合スポーツセンター」や「健康温水プール」などを活用し、町民ひとり1スポーツを目指してまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制を安定的に確保することは町民の方々が生活する上で最も重要であることから、通常診療に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、疾病予防や治療、リハビリを効果的に結びつけ、適切な医療を提供し信頼される病院づくりに一層努めてまいります。

結びに、以上、令和4年度町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきます。

新年度の予算案は、任期中最後の政策予算の編成となります。

新型コロナウイルス感染症の対応など、目まぐるしく変化する社会情勢に対応しながら、限られた財源を駆使し、町民皆様の幸せの追求と持続可能なまちづくりのため、オール鹿追で最大限の努力をしてみたいと考えております。

どうか皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分といたします。

休憩 11時10分

---

再開 11時20分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで清水議員の質問への答弁、喜井町長。

○町長（喜井知己）

行政報告で御質問のありましたサイクルツーリズムの推進協議会第1回の会議ということで12月15日に開催をされました。

サイクルツーリズムの推進協議会の一般公募も含めた12人の委員で構成をされております。

当日は3人、御都合でお見えになりませんでしたけれども委員の中で、会長を互選していただいて田畑貴章さんがサイクルツーリズム協議会の会長に御就任をいただきました。



1回目の会議については、それぞれ委員の皆さんからサイクルツーリズムに対するそれぞれの皆さんの考え方、想い等々をお聞かせいただき、以降の会議の進め方に役立てていこうということで当日はそういう流れになったところであります。

現在のところ2回目の会議を1月の中旬、17日に、それから3回目の会議を2月22日にそれぞれ開催がされたと聞いております。

私は1回目しか出ておりません。

今、具体的にルートなんかを考えて、それぞれ皆さんの意見を出してもらって雪融けと同時に実際に走ってみるなどして、ルート選定に向けた取組が進められていくものと承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

清水議員、よろしいですか。

○1番（清水浩徳）

はい。

---

## 日程 6

## 教育行政執行方針

○議長（吉田稔）

日程6、教育行政執行方針を行います。

大井和行教育長。

○教育長（大井和行）

令和4年第1回定例会の開会にあたり、鹿追町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

少子化・核家族化の進展や、多様化、デジタル化の加速度的な進展など、子供たちや学校現場を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、鹿追町の多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の構築を目指すとともに、町民がお互いを思いやり、支え合う気持ち（愛情）を大切にしながら、一人一人の夢や笑顔があふれる鹿追町を目指し、本町教育の充実に取り組んでまいります。

以下、令和4年度において、重点的に取り組む政策を申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。

1、信頼される学校づくりについて。

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。学校においては、児童生徒等の学びを保障するため、校長のリーダーシップのもと、養護教諭の専門性を生かし、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携しつつ、ICTを活用しながら、教職員一丸となって、感染症対策と教育活動の両立に尽力してまいります。

学校に対する町民の多様な期待に応え、地域に開かれた信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の様々な意見や要望が学校運営に的確に反映されることが重要です。

学校においては、各校長が定めた今年度の重点目標を、ウェブサイトで公開して子供や保護者、地域住民と共有し、学校と地域が目標やビジョンを共有するとともに、保護者を含めた地域住民に対して授業を公開してまいります。

医療的ケア児を含む特別な教育的支援を受ける児童生徒や不登校等の困難を抱える児童生徒に対して、自立と社会参加を促す、切れ目ない支援の構築が求められています。

医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される「医療的ケア運営協議会」を設置するとともに、スクールカウンセラーの派遣や鹿追町教育支援センターによる、不登校となっている児童生徒に対しての支援体制を拡充してまいります。

## 2、学力向上について。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な授業改善を図り、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた組織的な取組を推進するとともに、全ての学習の基盤となる言語能力の育成を重視することが求められています。

学校教育においては、ICTを日常的に活用できる環境を整備するとともに、言語能力の育成を図るアプリケーションを導入し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進してまいります。

また、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力を把握・分析するため、町独自の学力調査を年2回実施し、継続的な検証改善サイクルを確立してまいります。

子供たちの学習の場である学校施設について、安心・安全を実現する老朽化対策を実施するとともに、地球温暖化に伴う夏季の学習環境を整えるため、昨年度に引き続き全小中

学校にエアコンの設置を行います。

### 3、鹿追高校支援について。

生まれ育った地域で高校卒業まで家族と暮らすことは、保護者の負担が軽減されるだけでなく、将来の鹿追町を担う人材や社会で活躍する人材の育成が図られるものであります。

鹿追高校においては、昨年度開設された公設塾を多くの生徒が活用しているところです。塾生に対し英語検定費用の補助を実施し、鹿追高校生のキャリア形成と自己実現の支援をしてまいります。

### 4、幼小中高一貫教育について。

一貫教育について、小中高の12年間を見通した教育課程と指導体制の構築が必要であることから、小学校の教科担任制を導入するための教員配置や、乗り入れ授業や研修機会の拡充を図ってまいります。

また、一貫教育公開研究会を実施し、幼小中高の教員の意見交換を通じて、地域の実情を踏まえた教育課程の改善充実を図るとともに、幼保小の連携については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい子供の姿や能力」を踏まえた小学校への円滑な接続を図ってまいります。

昨年度、地域学校協働本部が発足し、鹿追高校生や鹿追出身の大学生が先生となり、小中学生の学習を支援する「夏休み・冬休み学習サポート」を実施しました。

鹿追高校生や鹿追町一貫教育を卒業した生徒が、様々な分野で活躍しています。今後も、国際的な視野をもつ若者の育成を目指し、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ鹿追の子供たちを育むため、鹿追ならではのチャレンジに満ちた国際教育プログラムの開発に取り組んでまいります。

次に社会教育の推進について申し上げます。

平成30年度から令和4年度を期間とする「第4次鹿追町生涯学習中期計画」が最終年次を迎え、「夢と生きがいを持ち、未来をきずく人づくり」をスローガンに、子供からお年寄りまでが豊かな人生を送ることができるように、「いつでも、どこでも、なんでも」自由に楽しく生涯にわたって学び、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指した計画について推進と評価の年度として取り組んでまいります。

合わせて、この5年間の社会教育全体の業務を総括し、令和5年度から令和9年度を期間とする「第5次鹿追町生涯学習中期計画」を策定いたします。

また、社会教育活動の核となる町民ホール等の学習施設については、建設から30年を経過しており、長寿命化とゼロカーボン化を見据えた修繕計画の策定と一部実施を視野に入れながら施設機能の保全を図り、町民の自主的な活動を支援するとともに、各種ニーズに対応した学習機会の提供に努めてまいります。

個別の取組では、家庭教育は、全ての教育の出発点で、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の振興にとって重要です。家庭での教育力の向上のため、ICT社会における「鹿追町インターネット・スマートフォン等の使用ルール」の定着を図り、家庭・学校・地域社会の密接なつながりを推進し、子供たちの育成に取り組んでまいります。

少年教育につきまして、この時期は、基礎的、基本的な知識や技能を身につける時期で、様々な教育活動を通して「生きる力」も育みます。本町では、地域子供会育成連絡協議会などと連携し、健全な心と体の育成に努めてまいります。

青年教育につきまして、青年期は、少年から成人への移行の時期で、社会の中心的存在や将来のリーダーとなる成人への準備期間でもあります。本町では、ピュアモルトクラブを中心に、青年の自主性や創造性を引き出し、異世代・異業種の枠を超えた活動が行われており、今後もこのピュアモルトクラブと連携して、青年教育の充実を図ってまいります。

成人教育につきまして、社会の中で中心的な役割を担う時期であり、趣味嗜好に加え、資格を得るための学習活動など、学習内容も多様化し、住民のニーズに応じた幅広く、実践的でかつ専門的なプログラムが必要になってきています。

また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。

高齢者教育につきましては、価値観が多様化する中で、多くの方が100歳まで生きることが可能となった「長寿社会」において、学習活動や社会参加活動を通じ、心の豊かさや生きがいをもちながら、安心して暮らせる社会環境を作ることが求められています。高齢者がこれまで培った豊富な知識と経験などを生かし、活躍できる場の創出に努めてまいります。

芸術と文化につきましては、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、心に潤いをもたらすものです。今後も文化連盟や町民ホール事業実行委員会と連携しながら、誰もが優れた芸術文化に触れたり、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ってまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、今年は特別企画展としては神田日勝の兄であり画

家である神田一明さんとの二人展を、また、展覧会事業では造形作家、加藤かおり氏の紙を素材とした作品による企画展を開催し、神田日勝の画業の顕彰と優れた芸術鑑賞の機会の提供を図ります。

図書館につきまして、読書には「創造力が磨かれる」「脳が活性化する」「視野が広がる」「読解力が高まる」など、数多くの効果があると言われていています。本町では、子供からお年寄りまでが、必要なときに必要なことを知り得ることができる図書館を目指してまいります。子供たちへの読書の普及・推進について、生涯学習中期計画と合わせ、第2次となる子供読書活動推進計画の策定を行います。

また、引き続き新しい図書館の整備に向けて、「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図ってまいります。

文化財保護につきまして、文化財は、歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものです。本町ではこれを後世に伝えていくために保護し、地域の郷土史を学習する機会の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、「町民ひとり1スポーツ」を推進し、体育連盟などと連携しながら、スポーツ活動の支援を図ってまいります。

スポーツは心身の両面に影響を与え、人生を明るく豊かで活力に満ちた充実したものにします。生涯にわたってスポーツに親しむことは重要なことです。

スポーツ施設の整備につきましては、令和4年度に総合グラウンドに陸上用ゴム走路を整備し、より大会の環境に近い状況で練習ができるようになります。今後も引き続きスポーツ施設の環境整備に努めてまいります。

以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆様の負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（吉田稔）

これで教育行政執行方針を終わります。

---

日程 7 請願第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化並びに燃油高騰対策に関する請願

○議長（吉田稔）

日程7、請願第1号、コロナ禍での消費拡大対策の強化並びに燃油高騰対策に関する請

願を議題とします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会に付託をして、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程 8 議案第2号 行政手続きの押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程8、議案第2号、行政手続きの押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第2号は、行政手続きの押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

制定の要旨について申し上げます。

行政手続きにおけるデジタル化を推進するためには、書面主義や押印原則からの脱却が必須条件となっており、押印の廃止を行うことにより、行政手続きにおける町民の負担を軽減し、更に利便性を高めるため鹿追町防災行政無線設置条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

以上、行政手続きの押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程 9 議案第3号 鹿追町開町記念日に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

日程 10 議案第4号 鹿追町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第3号、鹿追町開町記念日に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程10、議案第4号、鹿追町表彰条例の一部を改正する条例の制定について。

以上2件については、関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第3号、鹿追町開町記念日に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号、鹿追町表彰条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括で御説明させていただきます。

改正要旨を申し上げます。

これまで毎年、開町記念日となります4月1日に開町記念式典を執り行なってきましたが、開町100年を節目といたしまして、毎年行うものではなく、10年ごとの節目の年の9月1日に執り行い、併せて鹿追町表彰条例に定めます表彰を毎年9月1日に行い、感謝状等の授与につきましても基準を規則で定め、文言を整理するため条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第3号および議案第4号の改正要旨を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

表彰条例の改正について質問します。

旧条例では50万円以上の土地建物及び金品の寄附をした個人団体に対して感謝状を授与ということだったのが、これが内容は同じですけれども、条例で定めていたところから、規則で定めると内容の変更はなく、条例で定めたところを規則で定めると変更した理由を教えてください。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

寄附の関係でありますけれども、この基準については、条例の中で定めるのも、あるいは規則で定める、あるいはもっと違う方法で定める。どの方法でも実際できるのかなと思っております。

この基準も非常に長くからの基準であると思っております。これからいろんな形の社会情勢の変化もあった場合、柔軟に見直すことは、この後も求められていると思っております。条例の中の規定は、なかなか柔軟な対応というか、どうしても時間を要してしまうことも考えられます。

ただ規則に移行したからといってむやみに直すということは当然考えておりません。

こういった形に見直すときには、随時、議会の皆さんにもお知らせしながら、やっていきたいということで、そういった形で臨機応変に対応していく必要性も含めて今回規則で規定させていただいたところでありますので、御理解いただきたいと思います。



○議長（吉田稔）

山口議員。

○2番（山口優子）

どうしても条例の変更でしたら議決が必要で、規則の変更でしたら原則議決は不要ですけれども、町長は議会にも御説明いただけるとは思うのですけれども、規則が変更されて、もし、議会に説明がないと分からないようになってしまうのかなと思ったので質問させていただきます。

説明していただけるということなので了解いたしました。

○議長（吉田稔）

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 11 議案第 5 号 鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 5 号、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号は、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について申し上げます。

町では、ふるさと納税制度を活用して、企業からの寄附金である企業版ふるさと納税に新年度から取り組むため、現在総務省に対しまして地域再生計画を申請しており、年度内に許可、認可される予定であります。

この計画に位置づけられた事業に対しまして、企業が寄附を行うもので、企業側のメリットといたしましては、寄附額の最大 9 割が納税から控除される。SDGs 実現に向けた取組として、企業の社会的責任としての活動につながる。自治体との新たな関係構築や、自社ビジネスの市場開拓につながるものとされておりまして、一定の条件はありますが、鹿追町の取組をアピールする場としても有効な事業であり企業版ふるさと納税として寄附された寄附金を基金へ積立てができるよう条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について、改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

条例第 1 条の「鹿追町のまちづくりに共感を持った方々からの寄附金を規則で定める事業及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定された地域再生計画、鹿追町まち・

ひと・しごと創生推進計画の事業に要する財源に充て」とあるのですけれども、ここで言われている地域再生計画というのは鹿追町の持っている総合計画と中身が一緒のような内容になっているのか、又は違う部分があるのか、その地域再生計画総合的なものを申請しているのか、それぞれの事業ごとに何本か国に申請しているのかを教えてください。

あと一点、令和3年度からは個人のふるさと納税も3事業から6事業に事業の数を増やしました。それに加えて今回の企業版のふるさと納税やクラウドファンディングなども想定しているという説明を受けましたけれども、これらを事業別、目的別に積み立てていくのかどうか。その内容とか事業によって集まった寄附金の額を決算資料などで公表していくのかどうか、二点お伺いします。

○議長（吉田稔）

草野企画課長。

○企画課長（草野礼行）

まず一点目の地域再生計画、企画課所管でございますので私から説明させていただきたいと思います。

地域再生計画は地方公共団体が作成しまして、国が認定をしまして、認定を受けると様々な財政支援が受けられる制度でございます。

過去には瓜幕バイオガスプラントに併設されている野菜ハウスですとか、あと瓜幕市街地の山村留学親子留学も、地方創生交付金又は拠点整備交付金、地方再生計画を作ってそれに基づいたものでございますが、今回企業版ふるさと納税ということで、こちらの条例にも書いてありますけれども「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」が正式名称でございます。この事業を受けるにあたって鹿追町の再生計画を作っています。

御質問の内容、総合計画の内容と同じなのかという内容でございますけれども、総合計画と別に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作っていますけれども、それをこの地域再生計画に位置づけています。なので、約18の戦略、農業、商業、ジオパーク、エネルギー、様々な戦略を位置づけていますが、その戦略を地方再生計画として今回、国に申請しているところでございますので、企業様からの寄附を受ける場合については、今話したような全ての事業が対象となりますので、様々な企業様から共感いただければ御寄附いただけるのかなと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員、よろしですか。

○2番（山口優子）

はい。

○議長（吉田稔）

答弁、葛西総務課財政担当課長。

○総務課財政担当課長（葛西浩二）

二点目の基金の管理の関係だと思われるのですが、基金条例としては一本でありまして、一本で基金としては積みますけれども、管理上、通常のふるさと納税クラウドファンディング、企業版ふるさと納税、それぞれに別管理としてその事業に充当する予定でありますので、先ほど今言われました決算資料等何か分かる形で資料を検討したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田稔）

山口優子議員、よろしですか。

○2番（山口優子）

はい。

○議長（吉田稔）

そのほか、川染議員。

○7番（川染洋）

定める事業に加わった及びまち・ひと・しごと、このことについては寄附金についての期待は非常に大きいのかなと考えるのです。私は。

そこでもう一回、私見直してみたのです。申込みのそのページ等を。その中で気がついたことがあるのです。

やっぱりこれを買ってほしい、これを使ってほしいというそのページの写真がどうもいま一つだと私は思って見ていたのですよ。改めて見る機会があったので見てみたのですが、どうも素人っぽいというか、寄附をするためにこれにお金を使おうという魅力を引き出そうとしている写真ですね、要するに。それらは非常に私はまずいという気がして見ているのです。

よその町のこと言ったらあれですけども帯広市だとか音更町だとかだんだん上がってきている。それらのページを見ても、やはり専門家に作らせたような、寄附をしたいと思う人たちに訴えるようなページが見えるのです。

私今何を言っているかと言いますと、こういうふうにはいい事業が追加されてまで、この

寄附金に期待されるとすれば、もう一度その辺を見直す必要があるのではないかと感じておりますので、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（吉田稔）

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

川染議員から、前にも委員会の中でそういう御指摘をしていただきました。

これまでもホームページに掲載している写真につきましては、私もいろんなところを見まして、もう少しおいしくあるいはこれだと思うような写真をと担当にもお話をさせていただきまして、その頃より大部改善されているのかなと思っています。

ただ一つ気になるのは、ああいった写真がイメージ先行で送られてきたものと、随分違うのではないかという御意見が出ない範囲の中で、よりおいしく、魅力的に見せることが重要なのかなと思っていますので、その辺も考えながら、より選ばれる商品となりますように、写真についても更に改善をさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

川染議員よろしいですか。

○7番（川染洋）

はい。承知いたします。

○議長（吉田稔）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 13 時 00 分とします。

休憩 11 時 57 分

---

再開 13 時 00 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで報告いたします。

野村英雄代表監査委員から、会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

---

日程12 議案第6号 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 6 号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 号は、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

町立笹川保育所が令和 4 年 3 月 31 日をもって閉所するため関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程13 議案第7号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第7号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第7号は、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

これまでひとり親家庭の親の方は、入院の場合につきましては医療費の助成を受けることができますが、通院は対象外となっているため、令和4年8月から通院について町単独事業として対象とすることができるよう条例の一部を改正するものであります。

以上、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条

例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 14 議案第 8 号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 15 議案第 9 号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 16 議案第 10 号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 8 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 15、議案第 9 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 16、議案第 10 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条



例の制定について。

以上3件については関連がありますので、一括して提案理由の説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第8号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第10号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一括して説明をさせていただきます。

改正要旨を申し上げます。

ただいまの条例につきましてはそれぞれ令和3年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、賃貸住宅建設促進、家賃の一部助成の効果、また継続の要望等々を勘案いたしまして、1年間延長し、令和4年度までとするものであります。

以上、議案第8号から議案第10号まで一括で改正要旨を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 17 議案第 11 号 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 11 号、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 11 号は、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

環境保全センター内において、環境省の委託事業により進められていた水素サプライチェーン実証事業の全ての水素実証施設につきまして譲渡を今後受けるもので、これらの施設を町の施設として追加するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 18 議案第 12 号 鹿追町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 12 号、鹿追町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議案

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 12 号は、鹿追町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

総務省消防庁が設置しました消防団員の処遇等に関する検討会及び消防庁において消防団員の報酬等の基準が示され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されるため、団員の月額報酬及び災害出動の際の費用弁償を改正するものであります。併せまして消防団の充実強化を図るため、休団制度の創設と団員を基本団員と機能別団員とし、機能別団員につきましては、経験と知識を有効活用できるよう環境整備をするものであります。

以上、鹿追町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 12 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行います。

---

日程 19 議案第 13 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（吉田稔）

日程 19、議案第 13 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 13 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 9,690 万 1,000 円を追加しまして、総額を 76 億 6,962 万円とするものであります。第 2 条は、継続費の補正変更について、第 3 条は地方債の補正変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、39 ページより御説明申し上げます。

款項目、議会費の共済費から交際費までの合計で 178 万 5,000 円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料から使用料及び賃借料で共済費で 200 万円、需用費、光熱水費で 950 万円の追加を含めまして、合計で 718 万 9,000 円の減額。

文書広報費の需用費、負担金補助及び交付金の合計で 247 万 1,000 円の減額。

支所費の需用費及び委託料合計で 2,000 円の減額。

企画振興費の報償費から負担金及び交付金で負担金の地方バス路線維持対策補助金 2,087 万 2,000 円の追加を含めまして、合計で 1,173 万 2,000 円の追加。

交通安全推進費の旅費で 3 万 1,000 円の減額。

職員研修費の旅費から負担金補助及び交付金合計で 115 万 7,000 円の減額。

職員厚生費の旅費で 10 万円の減額。

公害防災費の負担金補助及び交付金で合計 24 万 5,000 円の減額。

ライディングパーク費の需用費から原材料費合計で 47 万 2,000 円の追加。

ジオパーク事業費の旅費から負担金補助及び交付金合計で 90 万円の減額。

開町 100 年事業費の報償費から負担金補助及び交付金合計で 120 万円の減額。

新型コロナ緊急経済対策事業費の負担金補助及び交付金で 965 万円の減額。

項目、戸籍住民登録費の旅費で3万3,000円の減額、負担金補助及び交付金で272万8,000円の追加。

選挙費、選挙管理委員会費の報酬から負担金補助及び交付金合計で39万3,000円の減額。  
衆議院議員選挙費の報酬から原材料費の合計で70万2,000円の減額。

項目、監査委員費の旅費合計で32万8,000円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費で6万5,000円の追加。

心身障がい者特別対策費の旅費から扶助費合計で53万円の追加。

北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正であります。

老人福祉費の旅費から扶助費の合計で246万円の減額。

老人福祉施設費の需用費、燃料費で45万円の追加。

在宅福祉費の委託料で合計61万8,000円の減額、繰出金で介護保険特別会計へ85万5,000円の追加。

後期高齢者医療費の繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金で3万6,000円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬から委託料で笹川保育所閉所関係予算を追加しまして合計で36万円の追加。

児童措置費の報酬から扶助費の合計で162万3,000円の減額。

こども園費の報酬から償還金利子及び割引料で償還金利子20万円の追加を含め147万円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金合計で、2,648万5,000円の減額。

予防費の報酬から備品購入費で新型コロナワクチン3回目接種分の委託料759万7,000円、備品購入費で49万8,000円の追加を含め合計530万9,000円の追加。

保健指導費の報酬から扶助費の合計で671万5,000円の減額。

トリムセンター費の需用費から使用料及び賃借料で需用費合計53万円の追加を含めまして、合計35万1,000円の減額。

環境衛生費の旅費で3万5,000円の減額。

清掃費、清掃総務費の需用費から負担金補助及び交付金で需用費、燃料費で50万円、委託料で35万円のそれぞれ追加を含めまして合計で70万3,000円の減額。

農林費、農業費、農業委員会費の報償費から負担金補助及び交付金の合計で63万3,000円の減額。

農業振興費の報償費及び負担金補助及び交付金合計で91万3,000円の減額。

畜産業費の旅費から負担金補助及び交付金で委託料で224万円、負担金補助及び交付金47万9,000円の追加を含めまして合計で268万3,000円の追加。

環境保全センター費の委託料で1,126万円、負担金及び交付金で合計148万円のそれぞれ追加。

農道整備事業費の工事請負費で14万3,000円の減額。

農業用水事業費の繰出金で、合計687万5,000円の減額。

土地改良事業費の旅費から負担金補助及び交付金で、道営4事業合計で4098万3,000円の追加を含めまして、合計で4,000万5,000円の追加。

産業後継者対策の旅費から負担金補助及び交付金で75万8,000円の減額。

林業費、林業振興費の旅費及び負担金補助及び交付金の合計で213万2,000円の減額。

款項、商工費、商工業振興費の報償費から負担金補助及び交付金合計で90万3,000円の減額。

観光費の委託料及び負担金補助及び交付金合計で109万7,000円の減額。

陶芸センター費の旅費で4万4,000円の減額。

魚族資源保護対策費の旅費及び使用料及び賃借料合計で2万4,000円の減額。

労働諸費の役務費及び負担金補助及び交付金合計で55万4,000円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費で除雪業務経費といたしまして、需用費から使用料及び賃借料合計で2,390万円の追加。

道路新設改良費の旅費及び工事請負費の合計で1,225万6,000円の減額。

項目、河川費の旅費及び委託料の合計で158万4,000円の減額。

都市計画費、公園緑地費の職員手当等で12万7,000円の減額、需用費、修繕料で19万円の追加。

花とみどり費の報酬から需用費で需用費、燃料費25万円の追加を含めまして、合計で6万8,000円の追加。

住宅費、住宅管理費は、財源内訳の補正であります。

住宅建設費の旅費から工事請負費の合計で32万1,000円の減額。

款項、消防費の常備消防費は、財源内訳の補正であります。

非常備消防費の報酬から負担金補助及び交付金の合計で41万2,000円の減額。

教育費、教育総務費、教育委員会費の旅費及び交際費の合計で31万6,000円の減額。

事務局費の旅費から負担金補助及び交付金合計で 65 万円の減額。

教育振興費の報酬から貸付金の合計で 3,006 万 2,000 円の減額。

共同調理場の報酬から委託料の合計で 166 万 3,000 円の減額。

車両管理費の委託料で 457 万 1,000 円の減額。

小学校費、学校管理費の報酬から扶助費で需用費、燃料費で 240 万円、国の補助事業に伴いまして、需用費、消耗品費で 220 万円、役務費 5 万円、備品購入費で 225 万円のそれぞれ追加を含めまして、合計で 417 万 1,000 円の追加。

中学校費、学校管理費の職員手当等から扶助費で需用費、燃料費で 140 万円、国の補助事業に伴いまして、需用費消耗品費で 90 万円、役務費で 2 万円、備品購入費で 88 万円のそれぞれ追加を含めまして、合計で 246 万 7,000 円の追加。

社会教育費、社会教育総務費の報酬から負担金補助及び交付金の合計で 76 万 8,000 円の減額。

社会教育施設費の需用費合計で 180 万円の追加、備品購入費で 44 万円の減額。

図書館費の報酬から負担金補助及び交付金の合計で 206 万 8,000 円の減額。

神田日勝記念美術館費の報酬から委託料の合計で 13 万 3,000 円の減額。

青少年活動推進費の役務費及び負担金補助及び交付金合計で 52 万 6,000 円の減額。

保健体育費、体育振興費の備品購入費及び負担金補助及び交付金合計で 231 万 6,000 円の減額。

款項、公債費、元金及び利子につきましては、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計 2 億 2,534 万 7,000 円の追加であります。

次に、歳入、26 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 2 億 1,757 万 1,000 円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で 34 万 8,000 円の追加。

負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で 12 万 3,000 円の追加。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で 25 万 8,000 円の追加。

農林使用料の農業使用料で合計 830 万 8,000 円の追加。

商工使用料の商工使用料で 3 万円の減額。

教育使用料の教育総務使用料で 363 万 9,000 円、社会教育使用料で合計 141 万円、保健体育使用料で 41 万円のそれぞれ減額。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計 148 万 9,000 円



の追加、児童福祉費負担金で 66 万 8,000 円の減額。

衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金で 530 万 9,000 円の追加。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 965 万円の減額、戸籍住民登録費補助金で 272 万 8000 円の追加。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で 69 万 9,000 円の追加。

土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で合計 1,164 万 5,000 円、住宅費補助金で合計 30 万 9,000 円のそれぞれ減額。

教育費国庫補助金の小学校費補助金で合計 446 万 4,000 円、中学校費補助金で合計 180 万円、社会教育費補助金で 300 万円のそれぞれ追加。

委託金、土木費委託金の河川費委託金で 77 万円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計 33 万 5,000 円の追加。

道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で 190 万円の追加。

民生費道補助金の社会福祉費補助金で合計 110 万 2,000 円、児童福祉費補助金で 71 万 7,000 円のそれぞれ追加。

農林費道補助金の農業費補助金で合計 196 万 2,000 円の追加、林業費補助金で 129 万 7,000 円の減額。

教育費道補助金の小学校費補助金で、4 万 1,000 円の追加、中学校費補助金で 3 万 9,000 円の減額。

委託金、総務費委託金の選挙費委託金で 98 万 9,000 円の追加。

農林費委託金の農業費委託金で 25 万 7,000 円の追加。

土木費委託金の河川費委託金で 2 万 4,000 円の追加。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の土地建物貸付収入で合計 105 万 9,000 円の減額。利子及び配当金の利子及び配当金で合計 22 万円の減額。

財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で 215 万 9,000 円、土地売払収入で 1,051 万円のそれぞれ追加。

物品売払収入の物品売払収入で合計 179 万 3,000 円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で町内東町の井馬隆光様から、まちづくりのために 5 万円、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から、交通安全のために 10 万円の合計 15 万円の御寄附をいただき、14 万 9,000 円の追加。

民生費寄附金の社会福祉費寄附金で、町内鹿追南 1 線の三田村忠様から福祉のために 50

万円、音更町宝来の勝野ふみの様から 20 万円の合計 70 万円の追加。

教育費寄附金、社会教育費寄附金で町内の匿名の方から、文化振興のため 50 万円の御寄附をいただき 49 万 9,000 円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で 2 億 3,000 万円の減額。

農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で 33 万円の減額。

林業振興基金繰入金の林業振興基金繰入金で 3 万 8,000 円の追加。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で 1,400 万円の減額。

修学基金繰入金の修学基金繰入金で 197 万 1,000 円の減額。

文化振興基金繰入金の文化振興基金繰入金で 100 万円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 1 億 5,000 万円の追加。

諸収入、項目、貸付金元利収入の貸付金元利収入で 861 万 5,000 円の追加。

項目、雑入の雑入で合計 2,502 万 1,000 円の追加。

款項、町債の総務債、総務管理債で合計 1,260 万円の減額。

民生債の児童福祉債で 100 万円の追加。

衛生債の保健衛生債で 200 万円の減額。

農林債の農業債で合計 1,530 万円の追加。

商工債の商工債で合計 110 万円の減額。

土木債の道路橋りょう債の合計 1560 万円の追加。

消防債の消防債で 380 万円の減額。

教育債の教育総務債で合計 850 万円の追加であります。

次に、22 ページの第 2 表、継続費補正変更について御説明申し上げます。

農林費、農業費で、事業名は、美蔓地区畑かん施設修繕事業で、総額から 80 万 3,000 円を減額しまして、917 万 4,000 円としまして、年割額の令和 3 年度、33 万円減額し、366 万円に、令和 4 年度を 47 万 3,000 円減額しまして、551 万 4,000 円にするものであります。

次に、土木費、河川費で事業名は、然別演習場の障害防止対策事業（場内砂防工）で総額に 231 万 8,000 円を追加しまして、1 億 8,408 万円とし、令和 3 年度の年割額を 1 億 4,943 万円に変更するものであります。

次に、23 ページの第 3 表の地方債の補正変更について御説明申し上げます。

起債の目的は、辺地対策事業で限度額に 1,340 万円を追加しまして、補正後の限度額を

2,110万円に、過疎対策事業は限度額に750万円を追加しまして、補正後の限度額を1億1,490万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算、第10号について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから歳出、款4、衛生費50ページまでと関連の歳入についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

説明員の入れ替えを行います。

続きまして歳出、款5、農林費、51ページから、款11、諸支出金の64ページまでと関連の歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

6号) について

○議長（吉田稔）

日程 20、議案第 14 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 14 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）となるものです。令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 194 万 3,000 円を追加しまして、総額を 8 億 2,705 万 8,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、71 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、連合会負担金の負担金補助及び交付金で 3 万 5,000 円の追加。

保健事業費、項目、特定健康診査等事業費の委託料で 52 万 3,000 円の追加。

項目、保健事業費の委託料で 3 万 9,000 円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、その他償還金の償還金利子及び割引料で返還金 40 万 5,000 円の追加。

繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で 94 万 1,000 円の追加であります。

次に、歳入、70 ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 323 万 2,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 102 万 1,000 円のそれぞれ減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で合計 132 万 8,000 円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 486 万 8,000 円の追加であります。

以上、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程21 議案第15号 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算  
(第4号) について

○議長（吉田稔）

日程21、議案第15号、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第15号は、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）となる  
ものです。

第1条、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定め  
るところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正で  
あり、（3）年間患者数1入院「1万220人」から559人減としまして、「9,661人」に、2  
外来「1万8,876人」を647人減としまして、「1万8,229人」に、（4）1日平均患者数  
1入院「28人」から2人減といたしまして、「26人」に、2外来「78人」から3人減とし  
まして「75人」に、（5）建設改良事業・1有形固定資産購入費に「2,039万1,000円」か  
ら28万7,000円を減額し、「2,010万4,000円」にそれぞれ改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして

は、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益から5,441万3,000円、第2項、医業外収益から1,623万6,000円の合計7,064万9,000円を減額しまして、補正後の額を「5億9,712万7,000円」に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用から5,181万4,000円を減額し、第2項、医業外費用に16万5,000円を追加し合計5,164万9,000円を減額し、補正後の額を「6億1,612万7,000円」に改めるものであります。

なお、支出額に対しまして不足する収入額1,900万円につきましては、議案には記載しておりませんが、地方公営企業法第32条の2及び鹿追町国民健康保険病院事業の余剰金の処分等に関する条例第4条、欠損の処理の規定により、未処分利益積立金をもって補填することとしております。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かつこ書中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,611万5,000円から89万2,000円を減額しまして「5,522万3,000円」に改め、収入の補正は、第1款、資本的収入、第1項、他会計補助金に60万5,000円を追加して、補正後の額を「547万5,000円」に、支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から28万7,000円を減額し補正後の額を「6,069万8,000円」にそれぞれ改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費「4億1,471万6,000円」から2,717万5,000円を減額し「3億8,754万1,000円」に改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり「2億5,963万9,000円」から2,543万3,000円を減額し、「2億3,420万6,000円」に改めるものであります。

第7条は、予算第8条に定めます棚卸資産の購入限度額の補正であり「7,192万円」から2,520万円減額し、「4,672万円」に改めるものであります。

次に、補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明申し上げます。

はじめに収益的収入及び支出、収入につきましては、病院事業収益、医業収益、入院収益で512万4,000円、外来収益で5,051万1,000円のそれぞれ減額、その他医業収益で合計122万2,000円の追加。

医業外収益、他会計補助金で合計2,603万8,000円の減額、患者外給食収益で7万5,000円の追加、その他医業外収益で175万3,000円の減額、補助金で1,148万円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計2,717万5,000円、材料費で合計2,515万円、経費で合計47万8,000円のそれぞれ減額、減価償却費で13万6,000円、資産減耗費で合計139万3,000円のそれぞれ追加、研究研修費で54万円の減額、医業外費用、消費税及び地方消費税で16万5,000円の追加であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入、項目、他会計補助金で60万5,000円の追加であります。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で28万7,000円の減額であります。

以上、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程22 議案第16号 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第5号）  
について

○議長（吉田稔）

日程 22、議案第 16 号、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 16 号は、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 3 年度簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 870 万 5,000 円を減額しまして、総額を 3 億 152 万 9,000 円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして、歳出、87 ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の委託料で 21 万 7,000 円の減額、償還金利子及び割引料で 2 万 4,000 円、公課費で 425 万 3,000 円の減額。

水道施設費、施設管理費、委託料で 75 万 8,000 円、工事請負費で 213 万 5,000 円、備品購入費で 117 万 7,000 円、負担金補助及び交付金で 18 万 9,000 円のそれぞれ減額であります。

款項、公債費、元金及び利子は財源内訳の補正であります。

次に、歳入、85 ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で 89 万 3,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 1,545 万円の減額。

諸収入、項目、雑入の雑入で 1,453 万 8,000 円の追加。

款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で合計 690 万円の減額であります。

次に、82 ページ、第 2 表の地方債の補正変更について御説明いたします。

起債の目的は、簡易水道事業で限度額から 690 万円を減額しまして、補正後の限度額を 1 億 4,770 万円とするもので、限度額以外の変更はございません。

以上、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）



これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 23 議案第 17 号 令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）  
について

○議長（吉田稔）

日程 23、議案第 17 号、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 3 年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 320 万 7,000 円を減額しまして、総額を 2 億 4,673 万 4,000 円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして、歳出、96 ページより御説明いたします。

管理費、項目、一般管理費の委託料で 5 万 8,000 円の減額、償還金利子及び割引料で 7

万 1,000 円の追加、公課費で 287 万 4,000 円の追加。

施設管理費、公共下水道施設管理費の委託料で合計 13 万 6,000 円の減額。

農業集落排水施設管理費の需用費、光熱水費で 66 万 4,000 円の追加。

款項、事業費、農業集落排水事業費の委託料で 16 万 5,000 円の減額。

個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で 645 万 7,000 円の減額であります。

次に、歳入、95 ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、農業集落排水事業費補助金の農業集落排水事業補助金で 8 万 2,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 857 万 5,000 円の追加。

款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で 1,160 万円、地方公営企業法適用化事業債で 10 万円のそれぞれ減額であります。

次に、92 ページの、第 2 表地方債の補正変更について御説明申し上げます。

起債の目的は、個別排水処理施設整備事業で限度額から 1,160 万円を減額して、補正後の限度額を 1,420 万円に改め、地方公営企業法適用化事業は、限度額から 10 万円を減額し、補正後の限度額を 960 万円とするもので限度額以外の変更はございません。

以上、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 24 議案第 18 号 令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)  
について

○議長（吉田稔）

日程 24、議案第 18 号、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)となるものです。

令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 315 万円を追加しまして、総額を 5 億 2,879 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、107 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 1 万 8,000 円の減額。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金で 72 万 7,000 円の追加。

居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金で 60 万 4,000 円の追加。

施設介護サービス給付費は、財源内訳の補正であります。

福祉用具購入費の負担金補助及び交付金で 10 万 7,000 円の追加。

地域密着型サービス給付費の負担金補助及び交付金で 413 万 4,000 円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費の負担金補助及び交付金で 200 万円の減額。

地域支援事業費、項目、一般介護予防事業費の報償費で 20 万円の減額。

包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の職員手当等で 24 万円の減額。

任意事業費は、財源内訳の補正であります。

認知症総合支援事業費の旅費で 3 万 3,000 円の減額。

諸支出金、償還金及び還付加算金、第 1 号被保険者保険料還付金の償還金利子及び割引

料で6万9,000円の追加であります。

次に、歳入、103ページから御説明申し上げます。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で341万1,000円の減額、滞納繰越金で3万6,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で79万8,000円の追加。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で667万6,000円の追加。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で6万9,000円の減額。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で3万9,000円の減額。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で36万3,000円の追加。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で3万4,000円の減額。

地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で2万4,000円の減額。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で170万円の減額。

地域支援事業交付金の現年度分で12万9,000円の減額。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で44万7,000円の追加。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で9万2,000円の追加。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で14万7,000円の減額。

その他一般会計繰入金の事務費繰入金で1万8,000円の減額。

低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で36万5,000円、過年度分で、11万6,000円のそれぞれ追加。

諸収入、雑入、返納金の返納金で2,000円の追加。

雑入の雑入で17万4,000円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 14 時 15 分といたします。

休憩 14 時 00 分

再開 14 時 15 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程 25 議案第 19 号 令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号) について

○議長（吉田稔）

日程 25、議案第 19 号、令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）となる  
ものです。

令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによると  
いたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 15 万 9,000  
円を追加しまして、総額を 9,408 万 1,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、115 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 3 万 6,000 円の減額。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金で 19 万 5,000 円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 727 万 7,000 円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 670 万 8,000 円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 3 万 6,000 円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 76 万 4,000 円の追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 26 議案第 20 号 令和 4 年度鹿追町一般会計予算について

日程 27 議案第 21 号 令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

て

- 日程 28 議案第 22 号 令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程 29 議案第 23 号 令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 30 議案第 24 号 令和 4 年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 31 議案第 25 号 令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 32 議案第 26 号 令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（吉田稔）

- 日程 26、議案第 20 号、令和 4 年度鹿追町一般会計予算について。
- 日程 27、議案第 21 号、令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。
- 日程 28、議案第 22 号、令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。
- 日程 29、議案第 23 号、令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。
- 日程 30、議案第 24 号、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計予算について。
- 日程 31、議案第 25 号、令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。
- 日程 32、議案第 26 号、令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。
- 以上 7 件については、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号、令和 4 年度鹿追町一般会計予算及び議案第 21 号、令和 4 年度国民健康保険特別会計予算から、第 26 号、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

予算書の表紙を開いていただきまして、令和 4 年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模を申し上げまして説明とさせていただきます。

当初予算額の比較であります。令和 4 年度一般会計当初予算額は 68 億 5,600 万円となっており、前年対比 2 億 2,000 万円、3.3%の増であります。その要因につきましては、カーボンニュートラル関係事業、畑作構造転換事業、町営牧場車両整備事業、鹿追小学校・中学校大規模改修等の新規事業で約 4 億 2,000 万円の増になる一方、開町 100 年事業、高規格救急車整備事業、補助対象道路整備等の終了によりまして、約 2 億 4,000 万円の減となり、さらに経常経費につきましても、内容の見直し等により削減できるものは積極的に

見直しを行いながら、課題解決に向けた予算編成を行い、新年度におきましても、行財政改革の取組を継続し、更なる健全財政を進めてまいります。

以下、6特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は7億9,946万8,000円であり、前年対比768万6,000円、1.0%の増であり療養給付費等の増によるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせまして、当初予算額は6億6,520万1,000円であり、前年対比5,902万5,000円、8.2%の減であり、その主な要因は、給与費、材料費及び資本的支出の減であります。

簡易水道特別会計につきましては、当初予算額2億1,349万6,000円であり、前年対比8,708万1,000円、29.0%の減であり然別湖半地区簡易水道事業の完了によるものであります。

下水道特別会計につきましては、当初予算額2億6,658万4,000円であり、前年対比1,694万4,000円、6.8%の増であり、農業集落排水施設整備の増によるものであります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額5億2,764万4,000円であり、対前年比1,099万8,000円、2.1%の増であり、介護サービスに関わる係る給付費の増によるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額9,808万6,000円であり、前年対比350万3,000円、3.7%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。

全会計では当初予算額、総額94億2,647万9,000円であり、前年対比1億1,302万5,000円、1.2%の増となるものであります。

以上で議案第20号、鹿追町一般会計予算及び第21号から第26号まで、6特別会計予算につきまして、一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案については、議長を除く10人の委員で構成する令和4年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）



異議なしと認めます。

本案について、令和4年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 14時25分

---

再開 14時40分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和4年度鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に安藤幹夫委員、副委員長に加納茂委員が互選されました。

日程は3月18日、22日、23日に行われることを決定いたしましたので併せて報告をいたします。

---

#### 日程33 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（吉田稔）

日程33、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第27号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

提案理由を申し上げます。

鹿追町経済観光交流館の管理につきましては、鹿追町経済観光交流館条例第4条の「交流館の管理」及び鹿追町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」の第1項第1号、「当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」の規定に基づきまして、公募によらず選定しました指定管理者の候補者の指定につきまして、御提案を申し上げるものであります。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、公の施設の名称は、鹿追町経済観光交流

館で、所在地は、鹿追町新町1丁目43番地であります。

指定管理者となります団体の名称は、鹿追町商工会、所在地は、鹿追町新町1丁目43番地で、代表者は、会長、石田秀俊氏であります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

以上、経済観光交流館に係ります公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程34 同意第1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉田稔）

日程34、同意第1号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第1号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、鹿追町固定資産評価審査委員会委員、大槻清隆氏の任期が令和4年3月21日で満了になることによるものであります。

同意を求める者につきましては、住所、XXXXXXXXXX、大槻清隆、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXでございます。

今、履歴書を配付したとおりであります。

平成31年3月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。現在1期目でございます。

氏につきましては、この経歴のとおり固定資産評価審査委員会の1期の実績も合わせて適任と判断いたしますのでよろしく同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程 35 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉田稔）

日程 35、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩といたします。

[資料配付のため暫時休憩]

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

諮問第 1 号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

推薦する者につきましては、住所、XXXXXXXXXX、氏名は、宮下弘子、XXXXXXXXXXであります。

宮下弘子氏の履歴書については、ただいまお配りしたとおりであります。

平成 22 年 7 月から、人権擁護委員を務めていただいております。本年 6 月で任期が満了になるということでございますので、引き続き人権擁護委員としてお務めいただくのが適切でございます。候補者として推薦をしたいと考えております。

よろしく御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案については、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は適任とする意見を付することに決定しました。

---

日程 36 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉田稔）

日程 36、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

諮問第 2 号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

現在、人権擁護委員を務めていただいております川染洋子氏が、本年 6 月末をもって、人権擁護委員の退職の御意向ということでございまして、その後任といたしまして、住所、  
[REDACTED]、渡辺利信、[REDACTED]でございます。

氏の履歴については、ただいま配付をしたとおりであります。

平成 29 年 3 月 31 日まで本町の職員を勤めいただき、その後、嘱託職員として令和 3 年 3 月 31 日までお勤めいただいております。

役場の各部署を経験して、人権擁護委員として適任と判断いたしますのでよろしく御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案については適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は適任と意見を付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 14時50分